

令和7年1月
植物防疫課

「総合防除実践ガイドンス（仮称）」の策定について（骨子案）

総論

- ・「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針（平成17年9月30日付け17消安第6260号消費・安全局長通知）」（以下「現指針」という。）策定以降の病害虫・雑草防除（以下単に「病害虫防除」という。）を取り巻く環境や農政を含めた情勢の変化に鑑みて、現指針に替わる総合防除実践ガイドンス（仮称）の策定を行う。
- ・総合防除実践ガイドンスは、改正植物防疫法及び総合防除基本指針の下に、総合防除を病害虫防除の基本として、広く農業者等による理解を深め、その現場普及に資するよう、総合防除の目的や実践の具体的考え方、推進の方向性等を示すものとする。当該ガイドンスに基づき、都道府県による「予防・予察」に重点を置いた総合防除実践指標（仮称）の策定及び見直し、地域の課題に即した農業者団体や農業者自身によるその利活用、その他関係者による総合防除の実践に必要な連携の推進を図る。

各論

1. 名称は、「総合防除実践ガイドンス（仮称）」（以下「新ガイドンス」という。）とする。
2. 改訂方針（項目及び記載事項）について

(1) 趣旨

改正植物防疫法のほか、食料安全保障の確保や環境と調和のとれた食料システムの確立等の基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定める改正食料・農業・農村基本法（以下「改正基本法」という。）において、農業の持続的な発展に関する施策として伝染性疾病等の発生予防等に係る規定（第41条）が新設されたこと等も踏まえ、農業環境を取り巻く情勢の変化に対応する今後の求められる病害虫防除の姿として、総合防除の考え方に基づく対応や体制整備の必要性を示す。

(2) 総合防除（IPM）の推進

① 総合防除の基本的な考え方等

改正植物防疫法に総合防除の定義が置かれ、総合防除を推進する仕組みが規定されたことに鑑みて、総合防除の考え方や目的について、以下の方向性で整理・見直しを実施。

考え方について：現指針が策定されて以降、IPM（Integrated Pest Management）に対する国際的な考え方は変わっていないものの、新たな通知では、これまでの“総合的病害虫・雑草管理”に替わり“総合防除”の表現を用いることや、“総合防除”と“IPM”の関係性を含め、基本的な考え方を整理。

目的について：現指針では、環境保全を重視した施策の展開を図るための手段として総合的病害虫・雑草防除（IPM）が位置づけられているが、改正植物防疫法に即して、総合防除は、病害虫の発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするための手段

であり、その推進により農業生産の安全及び助長が図られることを主たる目的として整理する。また、改正基本法に即した農政の方向性や病害虫・雑草防除に係る諸課題に鑑みて、総合防除の考え方を取り入れる必要がある事項（例：防除対策が困難な病害虫・雑草への対応、農薬の適正使用を含めた薬剤抵抗性管理、化学農薬による環境負荷低減、生物多様性の保全、輸出先国の残留農薬基準に適合した防除、マイナー作物での防除対策等）について、具体的に例示。

②総合防除の基本的な実践方法

以下の点を踏まえ整理・見直しを行う。

- －現指針で示す IPM の体系図（予防・判断・防除）の骨格を維持しつつ、総合防除基本指針も踏まえて、「予防・予察」（予防・判断）の観点に重点を置くとともに、3つの要素を構成する具体的かつ一般的な取組内容を更新。
- －総合防除の推進体制や、専門的知見・資格を有する者の利活用の推進について記載。

③発生予察情報の活用について

改正植物防疫法に基づき、総合防除の推進（特に判断）に必要な事項である発生予察に関して、その基本的考え方や総合防除における必要性を記載する。特に、国や都道府県による発生予察事業の実施及び発生予察情報の提供のあり方、農業者団体又は農業者自身による発生予察情報の活用等について記載。

④総合防除実践指標（仮称）の策定について

実践指標の位置づけとして、現指針で示す、農業者自身による目標設定並びに各取組の確認及び評価を行うための管理ツールであることに加えて、都道府県の総合防除計画に示される病害虫の種類ごとの総合防除の内容を反映させる等により、作物ごとに適切な病害虫管理手法を農業者に示す指導ツールとなりうることを示す。また、今後、「予防・予察」に重点を置いた実践指標の策定を推進するよう、管理ポイントの考え方や策定上の留意点等を再整理。また、実践指標の策定の必要性や、同指標に基づく総合防除の具体的な推進方策も記載。

⑤総合防除の推進における課題及び解決に向けた方向性

- ・ヒト（実践農業者や指導体制の育成）、モノ（技術確立及びその普及）、カネ（資材／機器に要するコスト）の観点から、現在の課題及び解決の方向性を整理。特に、総合防除を実践することのメリットを農業者に明確に示すために必要な情報や、農業者及び消費者を含め総合防除に関わる関係者のメリット等も整理。また、地域（ネットワーク）での取組推進についても検討。

(3) 新たな通知の見直し

総合防除基本指針に準じて、最新の科学的知見や、国内での病害虫・雑草の発生状況及び動向を踏まえた見直し規定を記載。

○委員から事前にいただいたコメント

【大野委員より】

- (1) 1頁(2)－①の「考え方について」、「IPMに対する国際的な考え方は変わっていないものの」であれば「新たな通知では総合防除の表現を用いるとともに」では論理的に何も必然性を説明していませんが、それでよろしいですか。

【事務局より】

- 改正植物防疫法（以下「法」という。）においては、
- ①第1条の法の目的に「発生の予防」が追加されたこと、
 - ②法で既に用いられている「防除」の意味として“予防”の概念も含まれていること
〔害悪の発生を防ぎ、発生した害悪を取り除くことをいう。（法令用語辞典）
〔(1)わざわいなどを防ぎ除くこと。(2)農業害虫や病害の予防及び防除（広辞苑第七版）〕、
 - ③法に「有害動物」「有害植物」が定義されていること
- に鑑みて、内閣法制局において、法律に用いる表現として「総合防除」が適当と判断されました（「総合の病害虫・雑草管理」は植物防疫法に記載する法令用語として不適用）。
- 従って、法における「総合防除」は、IPMの考え方が提唱される前に示されていた「総合防除（Integrated Control）」に回帰するものではなく、IPM（Integrated Pest Management）の考えを継承した法令用語としての表現となります。

- (2) 同じく(2)－①の「目的について」の4行目、「防除」ではなく「駆除」とする何か特別な理由がございませうか。不妊虫放飼法などのような根絶ではなく、経済的被害許容水準以下に密度を抑制するというIPMの目的として「駆除」の表現はよろしいでしょうか。

【事務局より】

該当部分については、植物防疫法の目的（法第1条）、法における総合防除の定義（法第22条第2項）が以下のとおり定められていることに鑑みて記載したところです。事務局としても、病害虫・雑草を経済的被害許容水準以下の密度に管理することが総合防除（IPM）の基本的な考え方であると考えています。

（法律の目的）

第一条 この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物の発生を予防し、これを駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。

（定義）

第二十二條 （略）

2 この章で「総合防除」とは、有害動物又は有害植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行ふものをいう。

- (3) 同じく(2)－②、「総合防除基本指針もふまえて、「予防・判断」の観点に重点を置く・・・」という見直しは大賛成です。ただ、資料4のスライド14枚目「各都道府県における総合防除推進に対する考え」の問5や6の結果を見た時に、そもそも回答側が予防措置の内容を理解しているのか？と疑問も感じます。

当該資料の“農業者が、発生状況に応じ、適時・適切な病害虫防除の判断を行う”というのも、これは発生予察にもとづく意思決定とは別の内容を問うていると考えてよろしいですか。

【事務局より】

前者について、都道府県への質問にあたっては、例示として「排水対策、土作り、輪作など」を挙げていたところ、回答には他の具体的な予防措置（雑草や落葉処理等のほ場衛生の管理等）も示されました。他方、例えば土着天敵の保護強化（保全的生物的防除）の例示はございませんでした。

後者については、発生予察情報に基づく防除指導のみならず、農業者自身によるほ場の見回り等も含めて防除の要否及び実施時期の判断がなされていると考えるかどうか伺った次第です。